第五十九条の五の次に次の一条を加える。

（出頭を要しない場合等）

第五十九条の六　法第六十一条の九の三第三項に規定する法務省令で定める場合（同条第一項第一号に掲げる行為に係る場合に限る。）は、外国人若しくは同条第二項の規定により外国人に代わつてしなければならない者から依頼を受けた者（当該外国人の十六歳以上の親族であつて当該外国人と同居するものを除く。）又は外国人の法定代理人が当該外国人に代わつて同条第一号に掲げる行為をする場合（外国人の法定代理人が同条第二項の規定により当該外国人に代わつてする場合を除く。）とする。

2　法第六十一条の九の三第三項に規定する法務省令で定める場合（同条第一項第二号に掲げる行為に係る場合に限る。）は、次の各号に掲げる場合とする。

一　次のイからハまでに掲げる者が、外国人に代わつて別表第七の一の表の上欄に掲げる行為の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる行為をする場合（イ及びロに掲げる者にあつては、当該外国人又は法第六十一条の九の三第二項の規定により当該外国人に代わつてしなければならない者の依頼によりする場合に限り、ハに掲げる者にあつては、同項の規定により当該外国人に代わつてする場合を除く。）であつて、地方入国管理局長において相当と認めるとき。

イ　受入れ機関等の職員又は公益法人の職員で、地方入国管理局長が適当と認めるもの

ロ　弁護士又は行政書士で所属する弁護士会又は行政書士会を経由してその所在地を管轄する地方入国管理局長に届け出たもの

ハ　当該外国人の法定代理人

二　前号に規定する場合のほか、外国人が十六歳に満たない場合又は疾病その他の事由により自ら別表第七の一の表の上欄に掲げる行為をすることができない場合において、当該外国人の親族（当該外国人と同居する十六歳以上の者を除く。）又は同居者（当該外国人の親族を除く。）若しくはこれに準ずる者で地方入国管理局長が適当と認めるものが、当該外国人に代わつて当該行為の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる行為をするとき。

3　法第六十一条の九の三第四項に規定する法務省令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とする。

一　前項第一号イ又はロに掲げる者が、本邦にある外国人又はその法定代理人の依頼により当該外国人に代わつて別表第七の二の表の上欄に掲げる行為の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる行為をする場合であつて、地方入国管理局長において相当と認めるとき。

二　前号に規定する場合のほか、外国人が十六歳に満たない場合又は疾病その他の事由により自ら別表第七の二の表の上欄に掲げる行為をすることができない場合において、当該外国人の親族又は同居者若しくはこれに準ずる者で地方入国管理局長が適当と認めるものが、本邦にある当該外国人に代わつて当該行為の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる行為をするとき（当該外国人の法定代理人が当該外国人に代わつてする場合を除く。）。

4　法第六十一条の九の三第一項第一号に規定する行為を、同条第二項の規定により外国人に代わつてしようとする者は、市町村（東京都の特別区の存する区域及び地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区。次項において同じ。）の長に対し、法第六十一条の九の三第二項の規定により外国人に代わつてしなければならない者であることを明らかにする資料の提示又は説明をしなければならない。

5　法第六十一条の九の三第三項の規定により外国人が自ら出頭して同条第一項第一号に規定する行為を行うことを要しない場合において、当該外国人に代わつて当該行為をしようとする者又は別表第七の一の表の上欄に掲げる行為の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる行為をしようとする者は、市町村の長に対し、当該場合に当たることを明らかにする資料の提示又は説明をしなければならない。

第六十一条中「はつて」を「貼つて」に改める。

第六十一条の二第四号中「第十九条第二項」の下に「及び第三項」を加え、同条第四号の二を削り、同条第五号の次に次の三号を加える。

五の二　法第十九条の十三第二項に規定する権限

五の三　法第十九条の十五第一項から第四項までに規定する在留カードの返納を受ける権限

五の四　法第十九条の十九第一項に規定する権限

第六十一条の二第六号中「法第二十条第三項及び第四項（法」を「法第二十条第三項並びに第四項第二号及び第三号（法第二十一条第四項及び」に改め、同条第七号中「及び第四項」を削り、同条第八号中「第七項」を「第九項」に改め、同条第九号中「第三項」を「第四項」に、「第六項」を「第七項」に改める。

別表第二公用の項から企業内転勤の項までをそれぞれ次のように改める。

公用	五年、三年、一年、三月、三十日又は十五日
教授	五年、三年、一年又は三月
芸術	五年、三年、一年又は三月
宗教	五年、三年、一年又は三月
報道	五年、三年、一年又は三月
投資・経営	五年、三年、一年又は三月
法律・会計業務	五年、三年、一年又は三月
医療	五年、三年、一年又は三月
研究	五年、三年、一年又は三月
教育	五年、三年、一年又は三月
技術	五年、三年、一年又は三月
人文知識・国際業務	五年、三年、一年又は三月
企業内転勤	五年、三年、一年又は三月

別表第二興行の項中「一年」を「三年、一年」に改め、同表技能の項を次のように改める。

技能	五年、三年、一年又は三月

別表第二文化活動の項を次のように改める。

文化活動	三年、一年、六月又は三月

別表第二留学の項中「二年三月」を「四年三月、四年、三年三月、三年、二年三月」に、「又は六月」を「、六月又は三月」に、研修の項中「又は六月」を「、六月又は三月」に、家族滞在の項中「三年」を「五年、四年三月、四年、三年三月、三年」に、特定活動の項下欄第二号中「又は一年」を「、一年又は三月」に改め、同欄第三号を次のように改める。

三　法第七条第一項第二号の告示で定める活動を指定される者（次号に掲げる者を除く。）にあつては、五年、三年、一年、六月又は三月

別表第二特定活動の項下欄第四号中「一から三」を「一から四」に、「一年」を「五年」に改め、同号を同欄第五号とし、同欄第三号の次に次の一号を加える。

四　経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定若しくは経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定に基づき保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）第五条に規定する看護師としての業務に従事する活動若しくはこれらの協定に基づき社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）第二条第二項に規定する介護福祉士として同項に規定する介護等の業務に従事する活動を指定される者にあつては、三年、一年又は六月